

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果

(意見募集期間：平成30年10月27日～平成30年11月26日)

No	意見提出者	提出された意見（全文）	委員会の考え方	修正の有無
1	個人	サイバー攻撃、AI ネットワークの融合等に関するご提案（要約）	本件は、情報通信審議会からの一部答申を踏まえて作成した、地上型衛星航法補強システム（GBAS）の技術的条件に係る電波法施行規則等の省令等の一部改正案です。	無
2	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所（福島様）	地上型衛星航法補強システム（GBAS）の技術的条件については、国際民間航空機関（ICAO）第10附属書（Annex 10 Volume I Radio Navigation Aids）の Chapter 3.7.3.5 および Appendix 3.6 において、最小覆域や輻射される電波の質などに関する国際標準及び勧告方式が存在します。意見公募の対象である省令および告示案は、この国際標準に沿っておりますが、細かな部分で、覆域、隣接チャネル漏えい電力及び不要発射の強度の許容値について、記載内容の整合を図るようお願いします。	いただいたご意見を踏まえ、ICAO Annex 10 の内容との整合性を図らせていただきます。	有
3	日本電気株式会社	（別添のとおり）	いただいたご意見を踏まえ、ICAO Annex 10 の内容との整合性を図らせていただきます。	有

対象文書：電波法施行規則等の一部を改正する省令案

該当箇所	意見
別図第十四号の二	国際標準（※）3.7.3.5.3 項にある規定と相違しているようです。 (2) 垂直面の図にて、30m 以下の箇所は有効範囲に入らないと理解しております。
別図第十四号の二 の注 2	最大電界強度が最新の国際標準の 3.7.3.5.4.4 項と相違しているようです。 2018 年 11 月に有効となった最新の国際標準では、該当箇所が改版されており、水平偏波の場合の最大電界強度は 0.879 V/m となっております。

（※）国際標準：国際民間航空機関（ICAO）第 10 付属書（Annex 10 Volume I Radio Navigation Aids）

対象文書：無線設備規則第四十五条の十二の八第 1 項第四号の規定に基づく GBAS の技術的条件を定める告示案

該当箇所	意見
一 隣接チャネル漏洩電力	国際標準（※）の 3.7.3.5.4.5 項の規定と相違しているようです。
二 データリンク層における信号の構成	国際標準の Appendix B 3.6.3.1.4 項では立ち上がり時間、立下り時間が規定されていますが、無線設備規則では不要でしょうか。

（※）国際標準：国際民間航空機関（ICAO）第 10 付属書（Annex 10 Volume I Radio Navigation Aids）

対象文書：無線設備規則第七条の規定に基づく GBAS の技術的条件を定める告示案

該当箇所	意見
不要輻射の許容値	周波数帯の定義、最大不要発射レベルの単位、注 1 の記載などが国際標準（※）の 3.7.3.5.4.6 項の規定と相違しているようです。

（※）国際標準：国際民間航空機関（ICAO）第 10 付属書（Annex 10 Volume I Radio Navigation Aids）

以上